

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称  
東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地  
阪神エアカーゴ株式会社
  
- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地  
阪神エアカーゴ株式会社 成田カーゴターミナル保税蔵置場  
千葉県山武郡芝山町香山新田字水初台65番地3、64番地1、  
64番地3、65番地4、65番地5
  
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積  
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき5階建 1棟及び土地の各一部  
14,803平方メートル
  
- 4 蔵置貨物の種類  
輸出入航空貨物
  
- 5 許可期間  
自 平成21年8月3日  
至 平成29年2月18日

平成21年8月3日

東京税関長

樋口 俊一郎